

議事日程 (第2号)

平成28年9月8日 午前10時00分開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 承認第8号 専決処分を報告し、承認を求めることについて (損害賠償の額を定め、和解することについて)
(日程第2 質疑・討論・採決)
- 日程第 3 認定第1号 平成27年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第2号 平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第3号 平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 認定第4号 平成27年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 7 認定第5号 平成27年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 8 認定第6号 平成27年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 9 認定第7号 平成27年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第10 認定第8号 平成27年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第11 認定第9号 平成27年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 日程第12 認定第10号 平成27年度中間市病院事業会計決算認定について
(日程第3～日程第12 質疑・委員会付託)
- 日程第13 第41号議案 平成28年度中間市一般会計補正予算 (第2号)
- 日程第14 第42号議案 平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算 (第2号)
- 日程第15 第43号議案 平成28年度中間市介護保険事業特別会計補正予算 (第1号)
(日程第13～日程第15 質疑・委員会付託)

- 日程第16 第44号議案 中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第17 第45号議案 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(日程第16～日程第17 質疑・委員会付託)
- 日程第18 第46号議案 中間市道路線の廃止について
(日程第18 質疑・委員会付託)
- 日程第19 第47号議案 北九州市道路線の認定の承諾について
(日程第19 質疑・委員会付託)
- 日程第20 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (18名)

1番 堀田 英雄君	2番 植本 種實君
3番 田口 善大君	4番 小林 信一君
5番 宮下 寛君	6番 青木 孝子君
7番 田口 澄雄君	8番 掛田るみ子君
9番 草場 満彦君	10番 中尾 淳子君
11番 山本 慎悟君	12番 佐々木晴一君
13番 安田 明美君	14番 中野 勝寛君
15番 原田 隆博君	16番 下川 俊秀君
17番 井上 太一君	19番 米満 一彦君

欠席議員 (なし)

欠 員 (1名)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	副市長 ……………	後藤 哲治君
教育長 ……………	増田 俊明君	総務部長 ……………	園田 孝君
総合政策部長 ……	藤崎 幹彦君	市民部長 ……………	柴田精一郎君
保健福祉部長 ……	小南 敏夫君	建設産業部長 ……	間野多喜治君

教育部長	……………	濱田 孝弘君		
環境上下水道部長	……………		久野 裕彦君	
市立病院事務長	…	貞末 孝光君	消防長	……………
総務課長	……………	後藤 謙治君	財政課長	……………
安全安心まちづくり課長	……………		村上 智裕君	
契約課長	……………	篠田 耕一君	企画政策課長	……………
世界遺産推進室長	……………		安永日出男君	
住宅都市交通対策課長	……………		佐伯 道雄君	
人権男女共同参画課長	……………		蛙田 由美君	
健康増進課長	……………	岩河内弘子君	介護保険課長	……………
土木課長	……………	藤田 晃君	都市整備課長	……………
学校教育課長	……………	片平 慎一君	上水道課長	……………
下水道課長	……………	岩切 伸一君	市立病院課長	……………
			末廣 勝彦君	

事務局出席職員職氏名

事務局長	西村 拓生君	書記	八汐 雄樹君
書記	熊谷 浩二君	書記	池田 恭君

一 般 質 問 (平成28年第3回中間市議会定例会)

平成28年9月8日

NO. 1

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
佐々木 晴 一	<p>北九州市との合併について 3年前の平成25年7月の中間市長選挙において、松下市長の公約の中には、「合併問題は民意をしっかりと反映します」とあります。そこで、今なお中間市民の多くの方々が合併を望んでおられることが明らかになったなら、松下市長は、北九州市との合併運動の先頭に立って、実際に動いていただけますか。所見をお聞かせください。</p>	市 長
	<p>隣保館跡地利用について 隣保館跡地は当初、中間市立病院の移転予定地として、計画されていきました。しかしながら、市立病院の移転の計画は全く進んでいません。今年度の当初予算に隣保館跡地の整備のために、6800万円が計上されており、現在その工事が執行されています。その整備計画を具体的にお聞かせください。 また、市立病院の移転問題は、今後どうするつもりなのか、松下市長の所見をお聞かせください。</p>	市 長 担当部課長
田 口 澄 雄	<p>国民健康保険税の引き上げについて 8月10日の中間市国民健康保険運営協議会に対して市長は、来年度からの国民健康保険税の全体額4000万円の引き上げについて、諮問いたしました。 このことについての協議は、今からとなりますが、国民健康保険税は、昨年度引き上げの改定を実施したばかりです。 しかも、再来年度からは、県単位の財政運営が実施され、中間市独自の保険税決定に対して、県からの指導が加味されます。このままでは、毎年度見直しということにもなりかねません。 国民健康保険は、低所得者が極端に集中している医療制度です。このままでは、社会保障としての存在が崩れます。 来年度の、国民健康保険税の引き上げについては、中止をするように市長に求めます。</p>	市 長 関係部課長

一 般 質 問 (平成28年第3回中間市議会定例会)

平成28年9月8日

NO. 2

質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨	指定答弁者
青 木 孝 子	<p>暴力追放問題について 本市には、暴力団工藤会系極政組事務所があります。これまで暴力団員による銃撃事件や恐喝、覚せい剤の売買事件など数々の事件を起こし、一般市民を恐怖に陥れてきています。 中間市民の人権と平和な文化生活を守り、安全・安心なまちづくりのために、暴力団の根絶は不可欠です。 そこで、以下3点について所見を伺います。 ①中鶴地域の住環境整備と暴力団極政組事務所の撤去について ②暴力追放市民集会について ③警察署の設置について</p>	市 長 関係部課長
	<p>就学援助制度について 子どもの貧困が社会問題になるなか、子どもの教育を支える大きな役割を果たしているのが就学援助制度です。就学援助の拡充について伺います。 ①就学援助の適用基準の見直しについて ②入学準備金の入学前支給について</p>	教 育 長 関係部課長
草 場 満 彦	<p>交通会議について 法定協である交通会議で協議をされ、具体的に実行されているものもある。 費用対効果を検証するには時間が不足かとは思いますが、当初の思惑と現況をお伺いしたい。 検証をどのタイミングでどこの機関で行い、市民と議会にどの様に説明をされようとお考えか伺いたい。</p>	市 長
	<p>空き家バンクについて 法律が全面的に施行され、一定期間が過ぎました。本市の取り組みをお伺いしたい。</p>	市 長
	<p>世界遺産の取り組みについて 世界遺産に登録されて一年が過ぎました。 当初の思惑と現況をお伺いしたい。 ①見学者数の推移 ②送迎バスの状況 ③警備員の体制 ④ボランティア（観光説明）の方の配置、体制 ⑤リタイヤ電車（筑電）の観光利用の件 ⑥ウェルカム看板及びなかつば像の効果 ⑦レンタサイクルやフットパスと絡めた取り組みは十分だったか。 ⑧予算は地方創生の補助金を充当しているが、次年度からはどうするのか。</p>	市 長

議案の委員会付託表

平成28年 9月 8日

第3回中間市議会定例会

議案番号	件名	付託委員会
認定第1号	平成27年度中間市一般会計歳入歳出決算認定について	別表1
認定第2号	平成27年度中間市特別会計国民健康保険事業歳入歳出決算認定について	市民厚生
認定第3号	平成27年度中間市住宅新築資金等特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第4号	平成27年度中間市地域下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	産業消防
認定第5号	平成27年度中間市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第6号	平成27年度中間市公共用地先行取得特別会計歳入歳出決算認定について	総合政策
認定第7号	平成27年度中間市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	市民厚生
認定第8号	平成27年度中間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	
認定第9号	平成27年度中間市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	産業消防
認定第10号	平成27年度中間市病院事業会計決算認定について	市民厚生
第41号議案	平成28年度中間市一般会計補正予算(第2号)	別表2
第42号議案	平成28年度中間市特別会計国民健康保険事業補正予算(第2号)	市民厚生
第43号議案	平成28年度中間市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	
第44号議案	中間市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例	
第45号議案	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例	産業消防
第46号議案	中間市道路線の廃止について	
第47号議案	北九州市道路線の認定の承諾について	

別表 1

平成 27 年度一般会計決算

歳 入

款 別	付 託 委 員 会	付託委員会
全 款	各所管に係るもの	各委員会

歳 出

款 別	款 名	項 目	付託委員会
1	議 会 費	全 項	総合政策
2	総 務 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	
		1 項 5 目・8 目・10 目の一部	産業消防
		1 項 1 目・10 目の一部、2 項 1 目の一部、 2 項 2 目、3 項 1 目の一部、3 項 2 目	市民厚生
3	民 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	総合政策
		1 項 1 目・3 目の一部、1 項 13 目、 2 項 1 目・4 目の一部、3 項 1 目の一部	
4	衛 生 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	市民厚生
		1 項 1 目の一部、2 項 1 目の一部、3 項 1 目	総合政策
		1 項 1 目の一部、1 項 3 目、2 項 1 目の一部	産業消防
5	労 働 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	市民厚生
		1 項 2 目の一部	
6	農林水産業費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1 項 2 目・4 目の一部	総合政策
7	商 工 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1 項 1 目・4 目の一部、1 項 3 目	総合政策
8	土 木 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1 項 1 目の一部、2 項 3 目の一部、 4 項 1 目・2 目の一部、5 項 1 目の一部	総合政策
9	消 防 費	全 項 (他の所管に係る分を除く)	産業消防
		1 項 1 目の一部、1 項 4 目	総合政策
10	教 育 費	全 項	
11	災 害 復 旧 費	全 項	産業消防
12	公 債 費	全 項	総合政策
13	予 備 費	全 項	

別表 2

平成28年度中間市一般会計補正予算（第2号）

条	付託事項	付託委員会
第1条	第1表 歳入歳出予算補正	別表 3
第2条	第2表 地方債補正	総合政策

別表 3

歳入

款別	款別	付託委員会
全款	各所管に係るもの	各委員会

歳出

款別	款名	項別	付託委員会
2	総務費	全 項（3項1目は市民厚生）	総合政策
3	民生費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民厚生
		1項1目、1項3目の一部	総合政策
4	衛生費	全 項（他の所管に係る分を除く）	市民厚生
		1項1目、1項3目	
6	農林水産業費	全 項	産業消防
7	商工費	全 項（1項3目は総合政策）	
8	土木費	全 項（他の所管に係る分を除く）	産業消防
		1項1目	総合政策
9	消防費	全 項	産業消防
10	教育費	全 項	総合政策

午前9時59分開議

○議長（堀田 英雄君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。

なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 一般質問

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第1、一般質問に入ります。あらかじめ通告がありました順に従い、これより一般質問を許します。

まず、佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

おはようございます。明政クラブの佐々木晴一でございます。一般質問の通告書に基づきまして、まず北九州市との合併について、松下市長に質問をさせていただきます。

3年前の平成25年7月に行われました中間市長選挙におきまして、見事当選をされた松下市長でございます。その選挙の中において出されていた公約、趣意書にしっかりと書かれております。11番目に「合併問題は民意をしっかりと反映いたします」と書いております。こうしてしっかりと合併問題をうたっておられる松下市長だからこそ、私も非常に期待して応援させていただきました。

私は、ご存じのように北九州市との合併を誰よりも強く望んでおります。しかし、中間市民の今の民意、気持ちというものは正直わかりません。この何せ、前回、北九州市との合併を求める署名を行ったのは、今から8年前でございます。その署名運動というものは、私が代表しております中間市と北九州市との合併を実現する会が主催したものでございます。

8年前の平成20年2月3日、寒いときに、なかまハーモニーホールにおいて、多くの方に、市民の方に集まっていただきまして、160名を超える方の署名受任者の方に集まっていただきまして大会を開きました。そして、その日から1カ月間、署名運動が、いつく寒い中、皆様、凍える手を抱えながら、一軒一軒回っていただきました。合併を実現するために、あの寒い中、回っていただきました。

その結果というものは、ご存じのように3月6日、6,254名の署名を携えて、中間市の選挙管理委員会のほうに本請求をさせていただきました。その本請求した数は6,254名でしたけども、1カ月間の審査を経まして、有効署名5,898名でございましたけども、この5,898名の署名を携えて、法律に基づきまして、意見照会という形で平成20年4月20日に松下市長が北九州市の北橋市長を訪ねていただきまして、直接

この署名を手渡していただきました。

その結果は、平成20年6月24日に中間市側に伝えられてきました。その内容というものは、時期尚早だという内容で、断りの返答でございました。確かにあの当時は、平成17年に中間市側から合併協議を断りの通知をしましてから3年しかたっていないので、時期尚早と言われれば、まだ3年間しかたっていないのでいたし方ない内容だったかもしれません。時期だったかもしれません。

しかし、今平成28年9月でございます。合併破談になってから、平成17年に合併破談になってから、早くももう11年が流れていきました。もはや合併においては時期尚早という時期ではないはずでございます。今こそ北九州との合併をもう一度展開する時期だと私は思っております。

しかし、先ほど申しましたように、中間市民の気持ちや民意が北九州市との合併にあるのか否か、これをはっきりさせていかななくてはなりません。そこで、来ることしの11月23日に、再度なかまハーモニーホールにおきまして、北九州との合併の大会を開く予定でございます。多くの署名受任者の方に集っていただきまして、もう一度私とともに1カ月間署名活動に汗していただく方に集まっていただくための大会でございます。今回の署名活動の目標は、前回は上回る1万名を目標にしております。

そこで市長にお伺いしたいと思います。市長の公約の中にも「合併問題は民意をしっかりと反映いたします」とあります。ですから、もし仮に、見事この1万名の署名を獲得することができたならば、これこそが中間市民の民意であるということをお認めいただき、北九州市との合併運動の先頭に松下市長、立っていただくことができますか、それをお聞かせください。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

合併問題につきまして、お答えを申し上げます。

北九州市との合併問題につきましては、佐々木議員も大変熱心にかかわってこられたところでございますが、平成16年10月の住民投票で、7割の住民が北九州市との合併を望み、当時の両市長が合併協定書に調印するまでになっておりました。

ところがご承知のとおり、平成16年の12月の中間市議会におきまして、合併議案が否決されまして白紙に戻った、そのようないきさつがございます。北九州市と中間市の間には、どうしても埋め難い大変大きな感情的な溝があるのは事実でございます。

また、合併問題は、両市議会の議決案件でございまして、中間市が否決したということによりまして、中間市議会の絶対的な意思統一が必要ではないか、私はそのように思っております。それに、また合併特例債という大変大きなメリットも現在なくなっておりますし、中間市側の事情に関係なく、北九州市側には中間市との合併に対する大義がないとい

うのが今の状況ではないかと、私、そのように考えております。

向こうの議員さん、また等々もお話ししましても、なかなか中間市との合併という話は全く出てまいりませんし、合併がというか、その話をさせていただいても、皆さんちょっといい返事というか前向きな返事はいただいてないというのが現状でございます。

しかしながら、7割の市民が望んでおられました合併につきまして、私も十分そのことは認識し、また尊重し、また機運が盛り上がれば、先ほど申されましたように、また合併等々に対しての署名活動、これは法定的なものがございまして、ある一定数以上の署名が集まれば、法的にも私は北九州に行って打診しなければいけないという、またそういうふうな状況にはなろうかと思えます。

そのように、大きな民意等々を私自身も尊重しながら、その流れに沿って対応していきたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

私は、今お聞きしたいのは、この署名が1万名集まると民意として認めていただけるか、そして、合併運動の先頭に立っていただけるかということをお聞きしたんですけども、確かに議会の、前回も議会が反対したので、議会ということを経営も懸念していらっしゃるかと思います。しかし、中間市民の民意がどこにあるかということ、単独行政にあるのか、合併にあるのかということ、市長がどう認めるかでありますけども。

そこで、この公約には、議会ということは書いてないわけですね。合併問題、民意をしっかりと反映いたしますということを書いてるわけですけど。つまり、議会はたとえ反対だとしても、民意が合併を望むならば、当然、これは市長は合併運動の先頭に立っていただけるという意味だと私は思っておりますけども。

そこで市長にお伺いしたいのは、もし1万名の署名をとることができたとしたならば、それを民意として捉えていただけるんですか。どうでしょう、お答えをお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

1万名という署名が集まれば、それはそれ、民意という認識はしっかりしていくと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

それが9,000名であったとしても8,000名であったとしても、その民意として松下市長は捉えていただけますか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど申し上げましたように、法的な縛りがございまして、中間市で言えば、有権者の50分の1の署名が集まれば、私、先ほど申し上げましたように、法的にも北九州市の市長さんが北九州市の議会に、合併について付議するかしないかということをお話しに行くように法的になっておりますので、先ほど申し上げましたように、有権者の50分の1でございまして、中間市で言えば1,000名以下になるんじゃないか、そんなふうに思っておりますが。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

私は、一番懸念するのは、確かに法律に基づいて50分の1以上の署名があれば、意見照会のために北九州市長のほうに行かなくてはならないという義務的な内容かなと思います。しかし、持っていく本人が、松下市長自身が、北九州との合併を本当に、民意があるならば先頭に立ってやっ払いこうという気持ちがあるかないかで、やっぱり受け取る側においても全然違うと思います。市民から署名が集まったから、ただ持ってきたちゅうのと、自分も行きたいんだと、市民の民意を実現したいんだということを思ってるかどうかというのは、当然相手の北橋市長も感じると思います。

ですから、やっぱり松下市長がそういう気持ちがあるかどうか、民意がはっきりとしたらば私は先頭に立つという気持ちがあるのかどうか、ここが一番重要だと思います。そこをお聞かせください。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほども申し上げましたように、これはもう両市の議会の議決事項でございまして、これをもう第一でございまして。だから、中間市の議会の意向がどうあるのか、今私自身、全く見えておりませんし、そのような合併についてのお話もほかの議員さんから今のところお聞きすることもございませぬ。

そういう中で、私自身が幾ら一生懸命になっても、現実的に議会の議決事項という大前提がございまして、そのあたりをクリアしないと、幾ら両市長が頑張っても、なかなかこの合併というのは実現しない、そのように思っております。

ただ、そのように多くの市民が北九州市との合併を望むという、そのような実態、その結果等々があれば、私、それをしっかり受けて、そのことは向こうの市長さんにしっかり伝えていきたいと、そのように思っておりますが。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

わかりました。要は私、11月23日、大会を開きまして、もう実際に署名を集めることができるかどうか、まずここを、自分のやるべきことをやらないで市長に迫及することもできませんので、自分のやるべきことをしっかりとやって、さらにもう一度、その意向を3月議会の折でも、いま一度聞いていきたいと思っておりますので、そのときはまたひとつ真摯にお答えいただきたいと思っております。

次に、隣保館跡地利用について質問をさせていただきます。

平成28年度当初予算の執行に基づきまして、今隣保館跡地は重機が入り、整備がされています。整備されている土地は、もともと隣保館が建っていた土地プラスその隣にあります通称坊主山と言われていた土地になると思っております。その今整備されている土地の広さはどれぐらいでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

間野部長。

○建設産業部長（間野多喜治君）

今回の工事範囲につきましては、今おっしゃいました隣保館跡地、保育園の跡地と丘陵地部分を合計しまして9,600平方メートルあります。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

そもそもこの市有地を整備する目的は、何のためにやっつけらっしゃるのでしょうか、お答えをお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

間野部長。

○建設産業部長（間野多喜治君）

工事を行った目的でございます。これは第一に近隣住民の住環境に支障を与える状況があります。この住環境の整備を行うために行うものでございます。

また、この市有地が市の玄関口でありますJR中間駅と大型商業施設を結ぶ幹線道路の市道御館通谷線に面している一等地でもあることから、今後の土地利用につきましては、民間活用も含めて計画立案を行う必要があると思われまますので、今回整備するものでございます。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

この隣保館跡地は、もともと中間市立病院の移転候補地として準備しているということ
を以前から聞いておりました。松下市長におかれましては、今でもこの隣保館跡地は中間
市立病院の移転候補地としてお考えなのでしょうか。それをお答えをお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど部長がお答えいたしましたように、土地というのは幹線道路、メイン道路に面し
たところでございまして一等地になっております。その利用につきましては、先生言われ
ましたように、市立病院の移転用地という、そういうことも私、考えてはおりますが、そ
のように大変立派な一等地でございますので、その使い道につきましては、また皆様方
のご意見、議会のほうのご意見等々、また賜りながら決定していきたいと、そのように思っ
ております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

3年前の平成25年の6月議会の一般質問において、中間市立病院の建てかえ問題につ
いて質問させていただきました、私は。それというのは、平成24年1月14日に開かれ
ました中間市立病院を考える特別委員会の冒頭におきまして、松下市長は、中間市立病院
を建てかえるということを冒頭において、しっかりと明言されてきました。

しかし、平成24年以降、今に至るまで、この4年間、中間市立病院の建てかえ問題は
立ち消えの状態になっていると思われまます。今でも松下市長は中間市立病院は移転して建
てかえるべきだとお考えでしょうか、場所はどこかにしてもですね。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

この当市立病院は、昭和40年の開設でございます。地域の拠点病院といたしまして、
地域住民の生命と健康を守るという大変重要な役割を担ってきたところでございます。

しかしながら、本院、築38年が経過をしております、建物全体、雨漏り等々もして
おりまして、またいろんな施設等々も変更という、新しくしなければいけないという問題
もございます。

また、大変手狭でございまして、最近、私も市立病院にちょっとお世話になって、ちょ
っと狭いな、ちょっと汚いなというイメージでございまして、これは何とかしなければい
けないと、そのとき思ったところでございます。

それとまた、建築構造の耐震化問題等々もございまして、熊本の地震のように、地域の
基幹病院が使用できなくなったときに、本当に大きな影響があるなということを感じてお

ります。

そういうことも含めまして、当市立病院の建てかえは、私自身は喫緊な課題、そのように捉えております。

しかしながら、ご承知のとおり、その病院経営ですね、これまた大変厳しい状況下にあります。最近ようやく3,000万円近い黒字ができるようになっておりますけれども、その前は何百万円の黒字という大変厳しい状況が続いておりました。そういうあたりで私自身もその病院の建てかえにつきまして、なかなかご提案しにくい経営状況下にあったわけでございます。

しかしながら、地震等々の諸々のことを考えますと、私自身、さっき言いましたように、建てかえは喫緊の課題と、そのように捉えております。

建てかえに当たりましては、また人口減の社会到来、それとまた少子高齢化の進展など、いろんな現状を踏まえまして、地域に本当に必要とされる市立病院の機能、役割、老朽化等々が進む施設の整備などを視野に入れた市立病院の今後のあり方につきましては、本年28年度中に調製されます県の地域医療構想というのがございまして、それを見ながら、当病院の整合性、あり方等々、検討していきたいと、そのように思っております。

いずれにいたしましても、市立病院の建てかえというのは大変に大きな予算を必要といたしますし、そういうことも含めまして、今後、皆様方のまたご意見を賜りながら慎重に検討していきたいと、そのように思っております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

今市長が答弁にありましたように、中間市立病院は、昭和40年に木造からスタートしまして、昭和53年に鉄筋コンクリートに改築され、既につくられてから38年がたっております。はたから見ますと、やはり市長が言われますように、耐震の問題、また雨漏りや配管、空調、こういった設備、大丈夫なんだろうかと危惧します。たくさんの方が入院していらっしゃる中で、そういう方たちに被害とか不便なことを味わわせないだろうかということを危惧しておりますが、実際のところ現場では、こういった設備関係等をどう捉えていらっしゃるか、お答えをお願いします。

○議長（堀田 英雄君）

貞末事務長。

○市立病院事務長（貞末 孝光君）

今議員さんが申されましたように、近年は施設、設備の老朽化により、雨漏りや給排水管の水漏れ、空調設備の故障など患者サービスに直接かかる問題が発生しております。

こうした施設、設備面での課題につきましては、修繕経費の増加や患者サービス低下による収入の伸び悩みとして経営状況が非常に厳しくなると感じております。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

またいつ地震が来るともわかりませんので、そういったときのためにも入院患者の方たちの身を守るためにも、せめて耐震診断だけでもしてもらいたいなと思っております。そして、順次、設備の入れかえとか改修などもやっていただきたいと思います。何分においてもお金のかかることであります。中間市は、できる限りのことをやっていただきたいと願うばかりでございます。

そこで、仮に中間市立病院がこの隣保館跡地に移転したとした場合、今の整備しているこの土地には、ビニールハウスや農業用倉庫があると思います。こういったところまでも一緒に含めた土地、私調べましたら、農業倉庫、ビニールハウスあわせて1万4,100平米、4,265坪、今の中間市立病院のこの敷地まで全部入れると1.7倍近くになるみたいですけども、そこまで市長、敷地として考えることはできますか。考えておられますか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

現在、工事いたしております箇所は、丘陵地帯の少しビニールハウス側に寄ったところまででございます。今回の土地整備につきましては、ビニールハウス、農業倉庫等々まで計画の中に入っておりません。

いずれにいたしましても、あの地域、先ほど申し上げましたようにメイン道路に面した一等地でございますので、そのあたりでビニールハウス、また農業倉庫、ここまでしっかり整備していきたいなど、あとの土地利用等々を考えれば、早急にこれも手をつけなければと、そんなふうには思っておりますが。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

私も同感でございます。ビニールハウスや農業倉庫までの市有地を一括して、やっぱり十分な広さのもとで病院を移転すれば、しっかりとしたものをつくってもらいたいなと願うばかりでございます。

ところで、この隣保館跡地の整備工事の正式名称は、岩瀬一丁目市有地整備工事とされているようでございます。ことし6月20日に公告され、7月7日に6社が入札し、喜秀建設工業株式会社中間支店さんが、5,910万円で落札しております。落札率は88%で非常に良好でございます。常に95%前後行っている中間市の公共工事と比べていきますと、88%、非常に良好ということで喜ばしいことでございます。

しかし契約金額は、落札金額に470万円プラスした6,382万8,000円でございます。

ます。契約金額から落札率というものを仮に計算していきますと94%になります。せっかく安く落札されても、上乘せした金額で契約すると、そのせっかくの入札制度のメリットが活かされません。市民のお金が470万円損したということになります。

そこで、この470万の増額の理由をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

間野部長。

○建設産業部長（間野多喜治君）

今言われましたふえた部分に関しては、入札する場合は、消費税抜きの金額で行いますので、多分それに消費税が加算されて、今言いましたような契約金額が6,382万8,000円になったと思われま。

○議員（12番 佐々木晴一君）

違うはずですよ。それは違います。私、消費税抜きの金額は、落札金額プラスそういう消費税の金額というのは出るんです。しかし、この470万、それプラス、違います。契約金額とは違うはずですよ。どうですか。

○議長（堀田 英雄君）

間野部長。

○建設産業部長（間野多喜治君）

今の内容ですけど、うちのほうでは、まだ全然変更はしてませんので、そういう金額はちょっと私は認識していません。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

この整備工事は単費ですよ。補助金工事のような事業じゃないですよ。

○議長（堀田 英雄君）

間野部長。

○建設産業部長（間野多喜治君）

はい、これは補助金事業ではありません。

○議長（堀田 英雄君）

佐々木晴一君。

○議員（12番 佐々木晴一君）

一般的には、補助金事業では、補助金を全部使うために公共工事、道路をつくる場合は仮に1キロの契約のところを1.1、1.2をやって契約金額をプラスして、補助金を全部使ってしまうという慣例のやり方がありますけども、これだったら、契約金額をプラスするんですけども、今回は単費事業ですので、これはやる必要ないかなと思うんですけども、ここら辺を。こういうことはやっていないんですね。こういうことは。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

変更契約は、市長決裁でございます。当然、議員言われますように、あとでそのような変更でその金額が上積みになる、これは本当に精査をしなければいけないということですね。事前に私のところに来まして、その変更契約につきまして、担当部課長がちゃんと説明をいたします。その後、私に変更契約につきまして、決裁するようにいたしておりますので、今おっしゃられます丘陵地帯の整備事業につきまして、その変更の話、また変更契約に私が印鑑押したということは、今のところ全く記憶にありませんので、そういうことでちょっと申し添えたいと、そのように思っております。

○議員（12番 佐々木晴一君）

わかりました。私も勉強不足だったかもしれません。もう一度私も調べていきたいと思っております。この隣保館跡地はぜひとも中間市立病院の移転候補地としてしっかりと整備して、見事中間市民のためにもこの当初予定だった中間市立病院の建てかえということ、公立病院としての民間病院じゃなくて公立病院としての建てかえ事業として、ぜひともこの土地を有効利用していただくことを強くお願いしまして、一般質問をこれで終わらせていただきます。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

日本共産党の田口澄雄です。通告に従って、質問をいたします。

国民健康保険制度についてです。

国民健康保険制度は、平成30年度からは県単位の制度として出発いたします。今そのための具体化が進んでいるところですが、納付金制度の導入ということで、県が求める金額に対して100%の納入が義務づけられることから、市全体の給付の抑制を図っていくのか、それとも高い給付のままなら、それに見合った保険税の負担かの選択が迫られることとなります。

このようなやり方は、介護保険制度から採り入れられた手法です。給付がふえれば、それに伴ってどんどん住民負担がふえていく仕組みです。ですから、平成30年度以降は、全国的にもものすごい保険税の高騰が予想されています。介護保険料の先例がそのことを示しています。

こうした制度の改悪がどんどん出されていく背景には、高齢化社会での給付増に対して、国の支出を抑えたいという国の思惑がまずあります。それとやはり負担を抑えたいという大企業からの要求です。諸外国では、社会保障費は、医療・年金に対して個人負担なし、

100%企業負担のスウェーデンの例がありますが、ほかにも企業が事業主負担として7割負担をしているような国が一般的です。

しかし、日本では、これが企業では5割負担です。それでも多いから減らせという姿勢が今出ています。史上空前の利益を更新中の大企業から発せられている意見であります。今の安倍政権は、その線に沿って、次々と社会保障の改悪案を連発をしています。このことは、我々市民にとっても大変な状況であります。

今収入は伸びるどころか、大幅に減っています。労働者の賃金は4年連続のマイナスです。社会保障費の負担や税の負担だけがどんどん伸びるため、これらを差し引いた後に残る可処分所得はどんどん小さくなり、30年前以前の状態に戻っているということでもあります。

社会保障制度の一角である国民健康保険制度も、制度としては、かつての商業者や農業者で7割を占めていた状況から今では一変をし、年金生活者や失業者、非正規労働者が全体の8割を占める状況となっています。

そうした中で、各自治体では、国が減らした支払い分を独自に補填して何とかやりくりをしている状況であります。全国的には、こうした国の支援金制度1,700億円を利用して、保険税をことし引き下げているという自治体も多く見られます。この中間市でも、高過ぎる保険税に対して、何とか下げしてほしいというのが市民要求の断トツで1位であります。

ところが、こうした市民の切実な声にもかかわらず、中間市では昨年度、既に平成30年度の県への移行を見越して、1人当たりで5,000円にも上る値上げが実施されました。さすがにことしは値上げは踏みとどまりましたが、ことし8月10日に行われました中間市国民健康保険運営協議会に対しまして、総額4,000万円にも上る新たな保険税の再引き上げ案が市長より提案をされています。平成29年度にこの引き上げを実施したいとの意向ですけれども、このことについての事実関係を確認させていただきます。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

共産党の田口澄雄議員が中間市国民健康保険運営協議会の副会長をされたときに、毎年国保の税額、税率の見直しを検討されてもいいですよと、そのような答申を出されております。私、その答申のとおり、尊重しながらさせていただいておりますし、そのかわりに中間市に要請されましたことにつきましては、誠実に私、履行しているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

私が運営協議会の会長であろうが副会長であろうが、これは運営協議会の決定ですから、その意向を市長にはお出しただけでありまして、個人的に、あるいは私自身の心情からは、こうした立場に立つ者ではありませんので、そのことをまず述べたいと思います。

それと、去年は9月17日付で、運営協議会の委員長報告というのがなされていますが、これによりますと、歳出のうち保険給付費増があるため、つまり医療費の支出がふえたため、平成27年度の財政運営も非常に厳しい状況が見込まれており、歳入に不足が生じる場合は、平成26年度の答申に基づき、法定外繰り入れを行い、単年度赤字とならないよう要望しますとなっております。平成26年度はこの要望に従って、7,500万円の繰り入れを行い、平成28年度の引き上げは回避をされました。

そして平成27年度は、諸般の事情もあるのですが、既に1億8,500万円の繰り入れを行い、赤字を解消しています。

さて、平成27年度は、今決算が出されているところですけど、1億8,000万円の赤字ということですけども、その主たる原因は何でしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

岩河内課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

平成27年度の単年度決算につきましては、法定外繰り入れを除く決算で、約1億8,000万円の赤字でございます。主な要因は、歳出のうち保険給付費は約1億7,500万増加したことによるものでございまして、その主な内容といたしまして、C型肝炎の高額な新薬が保険適用されたことによります調剤費等の増加でございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

確かに、C型肝炎の新薬が出て、日本全国でこういう状態になってるみたいであります。聞くとお隣の北九州市では、12億円調剤費がふえたという話も聞いています。しかし、これは日本全国で起こっている問題でありまして、何も中間市だけの問題ではありません。対応としては、全自治体での一致した国に対する要望等の対応が、今から求められると思います。

全体的に、こうした医療費の負担が医療の高度化、あるいはこうした新薬の登場でふえてるためということでしょうけども、しかし、この医療費がふえるということは、何も市の負担だけではありません。当然市民負担もふえてまいります。

先ほどの可処分所得がより一層減っているという話をしましたけれども、この医療費負担というのは待ったなしです。他の生活部面でも支出に待ったをかけてでも支払わなければならない性格のものだと思います。相当市民も、今生活の中でこうした医療費負担で無理をしていると思います。このこと自身も行政側としては、視野に入れた対応が必要なの

ではないかと思えます。

また、こうした引き上げを決めた平成26年10月27日の中間市運営協議会の答申書では、これ以上の赤字を出さない運営を求めるために、医療給付分の税率額、これは医療給付分という3つの要素の一つですけれども、その据え置きと、逆に後期高齢者等介護保険部分の一定の改善を求めるという形で、約7,000万円の収入増を図るための対応というのが求められました。その上で、この引き上げられた保険税でなお不足する場合には、一般会計からの繰り入れを強く求めます、つまり今回は値上げするけども、今後はそれでも不足した部分は一般会計からの繰り入れをまずやってほしい、そういう要望を出しているわけであります。

ただ、先ほど市長が言われましたその内容なんですが、それに第3項がついてまして、前年度決算の状況を踏まえて、税率額の見直しの検討を求めているわけですね。その結果として、平成28年度は税率額の改定を見送りましたけども、今回は平成29年分として引き上げの諮問がなされています。今回は、平成26年度の答申を受けてのことだと思えますけども、平成28年度も赤字が出ると考えているのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

小南部長。

○保健福祉部長（小南 敏夫君）

まず、今議員がおっしゃられましたように、平成26年10月27日付で国民健康保険運営協議会から3点の意見が付されての答申を受けております。その内容といたしましては、1点目は改定に伴う税率税額が具体的に示されております。2点目につきましては、保険税改定の結果、なお不足する部分は一般会計法定外繰り入れを行うよう強く要請するというところでございます。

先ほど議員も申されましたように、3点目といたしまして、国民健康保険が県単位化されるまでの年度において、前年度決算の状況を踏まえ、税率税額の見直しを検討するというものでございます。本市といたしましては、この答申を真摯に受けとめ、答申に従った税率税額としており、また法定外繰り入れも限られた財源から1億8,500万円の繰り入れを行っております。

このことから、答申書の3点目でございます県単位化されるまでの年度において、前年度決算の状況を踏まえ、税率税額の見直しを検討するとございますことから、本市の財政状況、平成27年度の決算状況及び本制度の安定的な運営という点を踏まえまして、今回、運営協議会に対して検討をお願いしているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

まず、赤字には繰り入れをなささいという国保運営協議会の答申ですけれども、そこで

終わればよかったんですけども、第3項というのがありましてね、その都度の協議という、そういうことまで入りましたので、今回のような値上げという話が出てくると思うんですよ。

しかし、こうなりますと、国保は毎年状況を見て、保険税の見直しをするということになると思うんですね。平成30年からは、そういうことが制度として敷かれるわけですから、自由にできるのが28と29しかなかったんですけど、その29で、このような形で値上げということになると、非常に厳しい状態が今から続くということになるわけですね。

値上げの問題については、中間市はかつては平成元年の引き上げから15年間据え置いたこともありました。こうした従来の運営からするなら、毎年見直しをするというのは、今までになかったことですね。

平成27年度の決算見ますと、ここでちょっと特徴があるんですけど、収納率、これが現年分で90.65%が92.69%と、実に2%以上もふえているんですね。調定額、つまり限られた税額が大体9億円ですから、2,000万円近く、市民の方は値上げされた以外で今までよりも多く頑張っておられるということになるわけですね。

このように、市民の方が大変な思いで、税金を納められているときに、さらに負担を求めるといって今回のこの値上げというのはいかがなものかと思います。負担にも限度があります。これ以上の税負担を求めることは、国民年金の保険料のように負担拒否につながるというおそれもあるのではないのでしょうか。

実は、軽減基準金額というのが変更されまして、減額の基準額の見直しの中で、平成25年度と現年度比べますと、445世帯の5割制限の世帯が1,179世帯とふえています。軽減基準額が緩和されました。税の負担が軽減するのはいいことなんですけども、緩和されたといっても、1人当たりで2万円ふえただけなんです。それでこんなに730件も34件も5割軽減がふえるという、そういう実態というのを軽減できるかできないかのぎりぎりのところで、かなり団子状態になっているのが、中間の実態ではないかと思うんですね。そういった世帯に対して、今回の値上げそのもの、かなり私は厳しい押しつけになると思います。

今回の値上げは、その理由が単年度の赤字、つまり平成29年度は黒字にしようということから提案されたものだと思いますけども、しかし、今までもそうですが、黒字になるか赤字になるかは、その年度年度で大きく差があるのが今までの実例です。平成21年度以降、国保というのは毎年赤字だったんじゃないでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

小南部長。

○保健福祉部長（小南 敏夫君）

まず、平成29年度は黒字にということだろうかということですが、先般、本年8月10日に運営協議会、開催されまして、議員もご出席いただいておりますが、そ

の中でご説明させていただいておりますが、恒常的な赤字を回避することは極めて困難な状況であるということが、まず1点でございます。

そうした中で、また本市の財政状況を勘案いたしますと、法定外繰り入れを無制限に行うことも極めて困難な状況でございますことから、被保険者の皆様に県内の市平均レベルまでの保険税の負担をお願いいたしたいという趣旨で、改定のお願いを検討をお願いしているところでございます。したがって、今回の諮問につきましては、改定を行ったことにより黒字になるという前提のものではございません。

次に、21年度以降の決算状況につきましては、健康増進課長のほうから回答させていただきます。

○議長（堀田 英雄君）

岩河内課長。

○健康増進課長（岩河内弘子君）

平成21年度以降の決算状況でございますが、法定外繰り入れを除く単年度決算につきまして、黒字決算年度は、平成21年度及び平成24年度でございます。その額は、平成21年度、約2,200万円、平成24年度、約1,200万円、黒字の要因は前期高齢者交付金の概算払いによる影響でございます。

一方、単年度赤字決算年度につきましては、平成22年度、23年度、25年度、26年度、27年度でございます。その額は、平成22年度、約2億3,000万円、平成23年度、約1億8,700万円、平成25年度、約1億4,100万円、平成26年度、約7,000万円、平成27年度、約1億8,000万円でございます。

平成21年度から平成27年度までの単年度決算を平均いたしますと、約1億1,000万円の赤字でございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

まあ私も黒字とは思ってないんです、全体としてはね。赤字というのはわかるんですけど、日本全国がそうですから、大体3,500億円近い赤字が出て、それに対して3,500億円近い繰り入れをやっているのが実態なんですね。

中間市の赤字についても、今累積で12億4,000万円超えています。今回の議会では、この累積赤字解消のために3億円の繰り入れがなされるようですけども、12億円を超えるというこの赤字が、わずか9億円程度の課税額の中で何でと思われている方も多いと思うんです。

しかし、近隣の市町村と比較すれば、その原因がよくわかります。遠賀郡4町を見ますと、どの町でも大体年間1億円近い法定外繰り入れがなされています。1世帯当たり2万円とか3万円を超えている町もあります。全国的に見ましても、これは1人当たりですけ

ども、1万円を超える法定外繰り入れがなされています。全体の自治体の7割で繰り入れがなされているのが実態です。もちろん黒字の自治体は繰り入れをする必要はありませんので、かなりの自治体で繰り入れがなされているということがわかると思います。

国保の世帯数で見ますと、水巻町、4,800世帯ぐらいですけども、中間市の7,500世帯は約1.5倍の規模です。この水巻町が毎年大体1億円ぐらい入れてますから、中間市に引き直しますと、中間市が水巻並みにするとするならば、1.5億円ぐらいの繰り入れをするのが当たり前なんです。

前回の質問のとき、値上げ前の5年間で平均すると、中間市は毎年約1億円の赤字だと聞きました。今はもう1億1,000万と言われましたけども1億円ということで話しますけれども。先ほどの水巻町並みの水準の1億5,000万円を5年間入れていけば7億5,000万、赤字が5億円といえますけども2億5,000万円の余裕があったはずですよ。今回の単年度赤字言いますけども、そうした運営をするならば、当然今回の赤字は解消の範囲だったと思います。

しかし、中間市は国民健康保険運営協議会の26年の答申があるまで、平成17年に松下市長になられてからも、平成22年度の補正予算で、1回3,000万円を入れただけです。これは1世帯当たりで計算しますと4,000円です。片や水巻町のように毎年2万円を入れている。その一方で中間市は10年に1回1度切り4,000円を入れただけ。これでは、累積赤字が出て当然の帰結ではないでしょうか。

ちなみに、平成25年度の繰り入れ見ますと、遠賀郡の最高は芦屋町、1世帯当たりで3万8,800円です。平成23年度を見ましたら、遠賀町が約3,000世帯ですけども1億4,200万円、実に1世帯当たり5万円近い繰り入れをしています。北九州や福岡市でも1世帯当たりで2万数千円、必ず2万円を超えています。中間市は今やっと他の保険者並みに繰り入れを始めた、そういうところですよ。それで単年度赤字が出たら、また値上げというのは、私はないと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

小南部長。

○保健福祉部長（小南 敏夫君）

過去10年間におきましては、確かに議員おっしゃられましたように、法定外繰り入れを行ったのは平成22年度、26年度及び27年度の3カ年でございますが、それ以前には、平成14年度から平成17年度までの4カ年にも法定外繰り入れを行っている状況でございます。

また、単年度が赤字だから値上げなのかという点でございますが、今回の運営協議会に対する諮問につきましては、さきにも述べましたように、26年10月27日付の答申を受けて、その答申の内容に従いまして、運営協議会の委員の皆様にご検討をお願いしているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

今の答弁ではっきりしたんですけど、14年から17年は繰り入れをしていた。この17年度という年は、今の松下市長が市長になった年ですよ。それからしていないという話ですよ。その結果、これだけに赤字が膨らんだというのが結論ではないでしょうか。

6月議会で、市長は累積赤字解消のために、最低でも、最低でもですよ、3億円から5億円の基金を繰り入れたいというふうに答弁してます。わざわざ「最低でも」と言うなら、今回の単年度赤字ぐらいいは丸飲みして、平成30年の県単位への移行ということにすればいいと思います。

もちろんこんな県単位などという制度改革に私も反対ですけども、これは国のほうで法律が通っていますので、もう既定の事実として。ですから、そこをのけて、何も今値上げする必要はないんじゃないかというふうに私は思います。

実は、来年度、問題あるのは、もう一つ、3年に1度の介護保険料の見直しと重なるわけです。中間市の介護保険料は、出発当初は基準額、月にして3,050円でしたが、今これが5,779円、実に1.9倍にもなっています。しかも、非常に荒い賦課方式のため、全くの無収入の人でも最低でも年間約3万5,000円かかります。月にして約3,000円ですけども、大体制度開始以来、一貫してこちらのほうも値上げがなされています。こんな他の制度の値上げが予定されているときに、何も国保税の値上げまで一緒に迫る必要はないのではないかと私は思いますけれども、この辺どうでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

先ほど申し上げましたように、共産党の田口澄雄議員が国保運営協議会の副会長をされていたときに、毎年国保の税額、また税率等々見直してもいいですよという、そのような答申をいただいております。その答申に従って、私ども大変心苦しいんでございますけれども、もしやしないと国保制度自体が破綻してしまう、そのようなおそれ等々ございまして、そのような動きをさせていただいております。

そのかわりに、先ほど申し上げましたように、単年度赤字の解消、昨年度1億8,000万繰り入れしておりますし、今回も3億円の繰り入れをいたしまして、12億少し減らしていこうと。これも答申に従って誠実に履行をしているところでございます。そのような約束事はしっかり守っていただきたいと、そのように思っているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

田口澄雄君。

○議員（7番 田口 澄雄君）

何か私が言うたら全部聞くような話に聞こえるんですけど、個人的に文書出してもいいんですけども。

それで、中間市の国保税というのは、県下でも低いということがよく言われます。もともこの国保税自体が他の医療保険に対しても非常に高いわけです。平成25年度で所得に対する保険料のことですけども、組合健保の場合が大体5.6%、協会けんぽ、昔は政府管掌って言ってた分ですけども、これが7.6%ですけども、一方、国民健康保険は所得に対して10.3%です。組合健保の約2倍になりますけども、国保の平均所得は、これ国保新聞によりますと、平成25年度ですけども年間83万円、健保組合が202万円だそうです。保険料は、健保組合が11.4万円、国保が8.5万円というのが平均のようにありますけども、わずか2.9万円安いわけですけども、所得の格差は83万対202万です。約2倍以上の差があります。所得は半分以下なのに、負担は余り変わらないというのが実態です。

しかも、軽減世帯が中間市でももう5割を超えましたので、その負担の多くが中間層と言われる方々にかかってまいります。しかし、ここに余り過度の負担をかけ過ぎますと、中間市の市民経済にも大きな影響を及ぼしてくると思います。

他の保険の場合は、一定の収入がある人々の集団です。しかし、国保の場合は、そんなことに関係なく、収入があろうとなかろうと支払いが求められます。応益割という、いかにも医療が恩恵であるかのような名目がついた課税がなされます。

県下でも低いと言われる中間市の国民健康保険税ですけども、先ほどの所得に対する負担割合は、2年前の12月議会での答弁では12%ということでした。全国平均10.3%に対して、中間市は12%ということですね。あれから所得が上がったという話も聞きませんし、保険税は今回も上がっていますので、恐らくもっと割合は上がっているのではないかと思います。

もともと福岡県全体が高いわけです。しかもこうして引き上げが続きますと、県下の平均も上がってまいります。県平均以下にこだわりますと、永遠に引き上げ競争が続くということになります。そして、見方を変えますと、保険税割合の高い低い、そのまちの全体の所得ということにも影響されます。

福岡県の国保税の対所得割合が高いのは、全国に比べて所得がもともと低いせい、これもあります。その中でも、私たちの住むこの北九州圏域は、ピラミッド型の産業構造と言われ、第一次、第二次、第三次と、重層的な大企業の下請構造のまちです。政令都市の所得では、日本では最低です。しかも1人当たり所得で、東京近郊の都市に比べましたら、半分程度の所得しかない地域であります。だから、額として保険税が低いというのは当たり前前の話です。問題は、その低い所得から高い率で税を払わされているところに私は問題があると思います。

このようなことから、国保税の今回の引き上げについては、さらなる地域の疲弊を招き、

市民生活のさらなるレベルダウンにつながる事が明らかです。

以上のことから、今回のこの引き上げについては中止することを求めます。

以上で質問を終わります。よろしいですか。じゃあ、終わります。

.....

○議長（堀田 英雄君）

次に、青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

日本共産党の青木孝子です。通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、暴力追放問題について質問をいたします。

中間市議会は、1965年3月17日、暴力追放宣言都市として、中間市民の人権と平和な文化生活を守り、明るいまちづくりのため、関係機関はもとより、全市民とともに、あらゆる暴力を排除すること決議いたしました。

さらに、1972年4月16日、市議会は、暴力の絶対排除に関する決議を採択し、暴力は原因や理由のいかに問わず、善良な市民に対し、不安と脅威を与え、基本的人権の侵害と社会的秩序の破壊をもたらす反社会的悪徳行為以外の何物でもない、行政が暴力を放置することは、民主的社会の建設は期しがたいばかりか、みずからの手で民主行政の危機を招くものである。中間市からあらゆる暴力とその要因を排除し、もって中間市民の人権を尊重し、社会秩序を維持して、真の民主行政を推進するために最善の努力を尽くすことを決議しています。

このように、あらゆる暴力の要因を排除し、中間市民の人権を尊重しようとうたった暴力追放が決議されているにもかかわらず、2000年9月に暴力団工藤会系極政組事務所が中鶴一丁目に建てられました。

私は、2000年9月議会で暴力追放問題、暴力団工藤会系極政組事務所の撤去を取り上げました。その契機になったのは、中鶴団地の住民から数カ月前から建設中の家屋が暴力団事務所になるのではないかと、建設を中止させてほしいと、大きな不安と脅威の声寄せられたことから始まりました。

その後、この事務所は暴力団員による現職の市議員への襲撃事件、覚醒剤の売買、恐喝.....など数々の事件を起こし、一般市民を恐怖に陥れてきました。

この間、私はこの暴力団事務所周辺の自治会長や役員さんとの懇談を行い、行政や警察署に、暴力団工藤会系極政組事務所の撤去とパトロールの強化などの申し入れをたびたび行ってまいりました。

中間市議会は2003年12月19日、暴力をなくす市民会議から出された、暴力団事務所をなくし、暴力のない中間市を求める請願を全議員の賛成で採択いたしました。

こうして暴力追放推進協議会の設立、また暴力追放市民集会の開催なども行われ、暴力

追放の機運が高まってまいりました。しかし、市民は市内に工藤会系極政組暴力団事務所が存在することで、青少年への影響を懸念しています。

私は、青少年の健全育成、また安全安心なまちづくりは、中鶴地域の住環境整備が不可欠であることを議会内外で訴えてまいりました。

市当局も安心安全なまちづくり、若者が定住するまちづくりの一環として、中鶴地区の市・県の公営住宅の建てかえなど住環境整備計画を進めています。今9月議会の一般会計補正予算では、住宅建設改良費で、暴力団事務所と周辺の飲食店などの買収関連費として、公有財産購入費2,166万円、補償補填及び賠償金6,381万5,000円、合計約8,500万円を計上していますが、中鶴地域の住環境整備への進捗状況と、工藤会系極政組事務所の撤去について、所見をお伺いいたします。部長、お願いします。

○議長（堀田 英雄君）

間野部長。

○建設産業部長（間野多喜治君）

まず、中鶴地域の住環境整備につきましては、平成26年の議会におきまして、ご質問にお答えいたしましたとおり、福岡県と中間市が事業主体となりまして、大規模団地の地域居住機能を再生することを目的とした地域居住機能再生推進事業を活用し、計画を進めているところでございます。

現在の進捗状況でございますが、まず県営住宅につきましては、今年度県営住宅2棟の解体工事に着手する予定だと聞いております。

市営住宅につきましては、まず、暴力団事務所等の買収状況でございます。議員ご存じのとおり、平成28年度予算で、店舗付改良住宅周辺にありますパチンコ店や暴力団事務所等を買収するための土地家屋補償費算出業務委託費を計上しておりまして、現在、パチンコ店を除きまして、算定が完了しております。

このことから、先ほども議員がおっしゃられましたとおり、本9月議会におきまして、土地家屋補償費を計上いたしました補正予算案を上程しております。承認をいただければ正式に交渉に入りまして、今年度中の契約を目指したいと考えています。

次に、地域居住機能再生推進計画によりまして解体が決まっております店舗付改良住宅につきましては、同じく本9月議会におきまして、解体工事費等を計上させていただいております。

また、他の市営住宅につきましても、同計画において、市営駐車場跡地に改良住宅を一期工事として計画しております。また、この改良住宅の18棟のうち5棟が鉦害認定もされております。

このことから、当初PFI事業導入可能性調査で、中鶴地域全体を対象地として検討しておりましたが、市の負担額に一部鉦害復旧費を充てることのできることや、入居者が高齢化しておりまして、早期の建てかえを希望していることなどから、この一期工事につき

ましては、来年度より調査費等を計上させていただいて、従来手法にて建てかえるような計画にしたいと考えております。

なお、残りの整備事業につきましては、PFI事業手法を活用し、整備するよう慎重に検討してまいりたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

買収の補償金が不当な金額になってはいけないと、市民の皆さんがたくさんそう思っていると思います。買収関連費の補償の対象件数と、その算定方法についてお伺いをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

間野部長。

○建設産業部長（間野多喜治君）

賠償の件数でございます。

まず土地に関しましては6件ございます。暴力団事務所も含めて6件ですね。そして、家屋の補償につきましては、事務所と飲食店が2件ということで3件ございます。

それと算出方法でございます。これは、まず土地家屋の補償費の対象でございますけど、土地については、現在建物がある場合においても、更地として評価をいたします。これは専門家である不動産鑑定士が買収土地の条件に類似した土地の買収事例価格及び地価公示制度による公示価格等を考慮いたしまして、それぞれの資産価格を求めます。これに個別的要因を考慮の上、鑑定評価額を算定いたします。

次に、家屋補償費でございますけど、これは公共用地の取得に伴う損失補償基準というものが定められております。これのこの公報によりまして算出するようにしております。これは、我が国の公共事業施行者の全てが採用しているものでございます。これに基づきまして、去年、委託費用いただいておりますけど、専門委託業者が現地調査等を行いまして、建物の移転費に必要な費用として、再建築費や解体工事費、引越料等を算出するものでございます。

○議員（6番 青木 孝子君）

ただいまのご答弁の中に、個別的要因も加味するというものであります。市民の皆さんは、やはり先ほど言いましたように、こういう賠償、補償金というものが本当に正当なものかどうか、その評価というのはなかなか私どもは素人はつけにくいと思いますが、ぜひ妥当な金額できちんと話し合いを持って進めていただきたいと思います。その結果につきましては、また議会が終わって、12月議会になるかもしれませんが、その途中でも、結果がありましたら、ご報告を受けたいと思います。よろしいでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

その結果の報告、その結果というのはどういうところでございますかの。これは個人情報
の最たるものでございますんで、その結果の内容を、済みません、お知らせいただけ
ばと。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

ただいまの計上されておまして、約8,500万円を計上しておりますけれども、も
ろもろそういう話し合いで、もう妥結したというんですかね、そこそこの交渉で話が決ま
ったというところでお話を報告を受けたいと思いますが。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

個々の契約金額の公表をせいということでございますかね。そのあたり、ちょっとわか
りません。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

即ではありませんが、最終的に決まりましたら、そういうことを含めてご報告いただ
きたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

これは、まさに個人情報、個人の補償の関係でございます、個人情報に関すること
でございますんで、その取り扱いにつきましては慎重に行ってまいりたいと、そのように考
えております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

中間市民の税金でそういうもろもろが実施されるということで、そういう個人情報のこ
とをかなり市長さん言われてますけれども、結果は当然、報告は数字的などころで出てく
るかなと思いますので、要望しておきます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

次に、暴力追放市民集会についてお伺いいたします。

2001年12月、暴迫運動に取り組んでいた市議が暴力団組員に襲われ、重傷を負う事件が起きたことから、暴力団排除の機運が高まり、中間市は2004年から毎年中間市暴力追放推進協議会、また数年前から防犯協会共催で、暴力追放市民集会を開催してきました。

暴力追放市民集会は、現在、ハーモニーホールで開催し、暴力の絶対排除に関する決議等を採択し、「暴力団を恐れないぞ」とシュプレヒコールを上げながら商業施設までパレードしています。しかし、いまだ暴力団員による拳銃事件などの犯人逮捕に至っていません。

また、覚醒剤所持などでも大掛かりな暴力団事務所の家宅捜査などもあり、市民生活を脅かしています。ことし3月議会開会中に現職議員が実弾の入った拳銃で殴打される事件も発生、現職市会議員を狙う行為は断じて許せません。どのような動機があろうとも、平気で人を傷つける暴力行為は絶対許されない犯罪であり、正当化されるものではありません。暴力反対決議を中間市議会で行ってきましたが、一人一人では暴力と戦えません。

2010年につくられました中間市暴力団排除条例は、暴力等によって市民等に多大な脅威を与えられている現状に鑑み、中間市から暴力団を排除することに関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、市民の安全で平穏な生活を確保し、市における社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とし、市及び市民、業者が相互に連携し、暴力団の排除を推進することをうたっています。

この暴力団排除条例を生かし、警察、行政、市民、両者が連帯し、暴力団排除を遂行するためには暴力追放市民集会の継続が不可欠です。今後の計画や方針をお伺いいたします。

担当、部長でも課長でもお願いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

園田部長。

○総務部長（園田 孝君）

中間市暴力追放市民集会は、市民生活の安全と平穏を守り、市内からあらゆる暴力とその要因をなくすために、市民の暴力追放意識の高揚を図ることを目的に、平成16年度から毎年開催し、ことしで13回目を迎えます。

また、平成23年度からは、市や市議会、警察署、その他関係団体で組織する中間市暴力追放推進協議会が中間市防犯協会と協働で開催し、約700人もの方々にご参加をいただいております。このことから、市民の皆様の安全な暮らしや暴力追放を願う思いがいかに強いかを実感しているところでございます。

したがって、この市民集会は、先ほど暴力団事務所の撤去の話もございましたけれ

ども、この事務所の有無にかかわらず、これからも暴力のない全ての人の人権が守られる安全安心なまちづくりをさらに推進するために、継続してやっていかなければならないものと考えております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

そういう方向で暴力追放市民集会ですね、継続していただきたいと思います。

次に、中間市に警察署を設置することについてお伺いをいたします。

中鶴地区の工藤会系極政組暴力団事務所の立ち退きが確定した後、どこにも暴力団事務所を設置させない、断固たる決意で警察・行政が監視を強化しなければならないと私は思います。そのためにも市内に警察署を設置することが求められるのではないのでしょうか。所見をお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

園田部長。

○総務部長（園田 孝君）

警察署の設置につきましては。これまでもさまざまな場で福岡県や福岡県警察本部などに対し、本市への新規設置の要望を行ってまいりました。本市に警察署が設置されることで、犯罪や事件、事故の早期解決につながり、また、治安や市民の平穏な生活の維持に効果的なことは言うまでもございません。

以前の一般質問でもお答えいたしました。福岡県内の警察所では、人口規模や犯罪発生状況に基づき、また効率化の観点から、警察署の統廃合や署員の集中配備が進められておりまして、残念ながら現在までのところ、警察署新設について、本市の期待する回答は得られておりません。もちろんあくまでも現状での警察の回答でございますので、今後も機会を捉えて設置要望を続けてまいりたいと考えているところでございます。

また、防犯パトロールや登下校時の児童見守り、それから青少年補導などさまざまな活動を行っていただいている市民の皆様にも、安全に活動していただくためにも、警察のパトカー巡回、それから警察署員の配備態勢の充実についても、あわせてお願いしているところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

私、先日、中間市に警察署設置を公約に掲げております片岡県議に状況をお伺いいたしました。片岡県議との懇談では、福岡県警も中間市に警察署を設置する必要性は認めていますと。しかし、県内には築40年過ぎた警察署が数カ所あり、すぐには新設する財がないので、警察署の機能を持った交番を検討していきたいということでございました。

いずれにしても、県警も警察署の設置の必要性を認めており、引き続き要望をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。お願いします。

それとあわせて、先ほどのご答弁もありましたように、パトカーなどのパトロールは非常に頻繁に巡回していただいているようではございますけれども、交番が手薄になっている状況です。私もですが、ほかの友人からも、用事がありまして交番に行きますと誰もいないと、不在で、テーブルの上に折尾警察署の電話番号が書いてあったと。ここにお電話くださいと、こういうような事態もありますので、以前はたしか4カ所派出所がありましたけれども、今2カ所になって、パトロールのそういうことは非常に熱くしていただいておりますけれども、そういう陣容ですね、留守にならないようなことに、ぜひ人的もふやしていただくようにという要望をあわせてお願いしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

園田部長。

○総務部長（園田 孝君）

議員さんおっしゃられますとおり、特に夜間等、交番に駆け込んだときに誰もいないということでございましたら市民の方は不安になると思います。これにつきましても、警察署の設置、それからパトカー巡回、それから警察署員の増員、あわせたところで今後も引き続き要望を続けてまいりたいと考えております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

交番の状況を少し申しますと、実際にお聞きしてきたんですが、中間交番は24時間と、そして嘱託職員でそういう態勢をとってる。東交番につきましては夜10時までで、あとは閉めてると。それで10時以降は、中間市内何事かあったら、中間交番のほうで対応するというございましたので、そういうことも含めて、ぜひ要望のほうをお願いいたします。

続きまして、就学援助制度の拡充について質問をいたします。

子育てしていく上での大きな問題の一つは、教育費の負担が重いということです。日本の教育費の公的支出は、先進国、OECD加盟国の中でも5年連続最下位です。2012年の子どもの貧困率は16.3%に達し、先進国34カ国中、ワースト10という深刻な事態になっています。

子どもの貧困が社会問題になる中、子どもの教育を支える大きな役割を果たしているのが就学援助制度です。就学援助制度は、もう皆さんご存じのように、学校教育法に基づく経済的に困難を抱える小学生や中学生の家庭に、学用品や学校給食費、修学旅行費、また入学準備費用などを援助する制度です。

就学援助を受ける小中学生は1997年には6.6%だったものが毎年ふえ続け、2011年度、過去最多となり、全国で157万人になり、小中学生の15.6%となりました。約6人に1人の小中学生が認定を受けていることとなります。

その要因は、長引く不況での就労形態の悪化や、ひとり親家庭の増加などによって、世帯の所得が減ったことにあります。本市でも例外ではないかと思いますが、市内の小中学生における要保護、準要保護の実態についてお伺いいたします。担当部長、お願いします。

○議長（堀田 英雄君）

濱田部長。

○教育部長（濱田 孝弘君）

平成28年5月1日現在で、小学校におきましては1,932名の児童中、要保護児童数は48名で、全児童に対して2.5%、準要保護児童数は557名で、全児童に対して28.8%でございます。

中学校におきましては、1,004名の生徒中、要保護生徒は37名で、全生徒に対して3.7%、準要保護生徒数は313名で、全生徒に対して31.2%でございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

国会では、子ども貧困対策の推進に関する法律が2013年6月に全会一致で成立いたしました。その一方で、2013年8月から3年計画で生活保護費の6.5%削減を強行いたしました。市町村では、就学援助の支給の所得基準を生活保護基準の1.25倍未満などと定めているため、生活保護基準引き下げに連動し、所得は変わらないにもかかわらず、就学援助の対象外となる世帯が出てくる懸念が生じます。国は、地方自治体にこの影響が出ないようにと依頼するだけで全く無責任です。

本市では、生活保護基準引き下げで就学援助の対象から外れた世帯はなかったでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

生活援助制度につきましては、学校教育法第19条に、「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」と規定されております。

このことから、本市におきましては、生活支援課が生活保護法第6条2項に規定された、要保護の児童生徒の保護者に対し、教育扶助として学習援助費を支給しております。

また、教育委員会では、生活保護法の要保護に準じる程度に困窮していると認められる準要保護の児童生徒の保護者に対しまして、必要な教育費の一部を援助するため、就学援

助金を支給しておるところでございます。

このたび、平成25年度から平成27年度にかけて、生活扶助基準の見直しが国のほうで段階的に行われました。この生活扶助基準の見直しに伴いまして、就学援助制度など地方自治体で独自に実施している事業について、できる限り影響が及ばないようにする政府方針が示されたところがございます。この方針に従いまして、本市における就学援助制度は、国の生活扶助基準の見直しの前年度の生活扶助基準額に1.25倍を乗じた額を認定基準といたしまして審査を行って措置を行っているところがございます。

また、審査に当たりましては、認定基準所得の超過した方につきましては、直近の前年度所得により再調査を行うなど柔軟な対応をしているところがございます。このような対応によりまして、申請者のほとんどが審査の結果、認定されている現状でございます。

今後も引き続き、現行の就学援助制度を適切に運用してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

国は、2005年から就学援助制度を一般財源化しており、自治体によって適用基準の差が開いています。文部科学省は2015年10月、「平成25年度就学援助実施状況等調査の結果について」を発表いたしました。市町村における生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの、中間市でしたら、先ほど答弁がありましたように1.25ですけれども。その全国的な状況を見てみますと、適用基準を見ますと、1.2倍以下が215市町村、12.2%、1.3倍以下が562市町村、31.9%、1.5倍以下は132市町村、7.5%となっております。

今、消費税増税で学校給食費も値上げされるなど保護者の負担はふえております。県の調査でも、40の自治体で調査いたしましたところ、生活保護の1.3倍は22自治体ありまして、1.5倍は7自治体、1.3倍未満は11自治体というふうになっております。

こういう状況のもとで、中間市も1.25ということですが、ぜひ1.5を要望いたしたいんですけども、せめて1.3まで上げていただけないでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

今年度の準要保護の申請者は、中間市の場合には878名でした。そのうち所得超過により却下されたものは8名5世帯ということで、認定率は99.1%と非常に高い認定になっております。却下されたのは、0.9%というふうな実態です。そして、認定できなかった方の内訳を見てみますと、生活保護基準の1.5倍以上の申請があった方ということで、ほとんど今中間の実態、1.25倍に即して99.1%の方が認定されているという

状況ですので、この制度をしっかりとまた維持してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

中間市は、かなり柔軟なところで見えてあげると、前年度外れても新年度で見て、そこを対象者にしているというようなことをお聞きしておりますけれども、介護保険等も生活保護の1.3というふうに決めておりますので、ぜひこの就学援助の適用基準も1.3ということで、ぜひ検討していただきたいというふうに再度お願いをしておきます。

続きまして、次に移ります。入学準備金の入学前の支給についてお伺いいたします。

就学援助制度では、新入学の準備に間に合いません。中学入学の保護者から、「制服代だけでも5万円します。何とか入学前に支給できないのでしょうか」という切実な声が寄せられています。多くの自治体の中では、2月、3月ではなく、6月や7月に支給されています。入学後では闇金に手を出してしまう事例も起こっています。

2014年9月、千葉県銚子市の県営住宅で、母子世帯のお母さんが13歳の娘さんを殺害し、無理心中を図るという未遂事件が起きました。家賃を滞納し、強制執行の日の出来事です。生活困窮の一因が、娘さんの中学入学準備金を闇金からお金を借り、返済の脅しの電話が再々あり、追い詰められていった事件です。

文部科学省も、入学時に必要となる新入学児童生徒学用品は、必要な時期に必要な支給が行われることが望ましいと言っております。福岡県内では、福岡市が2015年1月から入学準備金の入学前支給を開始しました。入学年度の前年度の市民課課税額で計算し、小中学校に入学する予定児童生徒に就学援助の入学準備金を入学前3月に前倒しして支給するというものです。

先日の新聞記事によりますと、北九州市も福岡市にならしまして、新小中学生から入学前3月に前倒しして支給することに決定したと載っております。ぜひ入学前の支給について、教育長の所見をお伺いいたします。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

準要保護の児童生徒の保護者に対する入学準備金の入学前支給についてでございますが、本市では、就学援助制度については、年間を通じて、学校はもちろん市のホームページ等で保護者に対し周知を行いまして、申請手続は随時、学校や教育委員会で受けつけているところでございます。

そして、現在新1年生の申請手続の流れでございますけれども、入学式後から4月末まで行っておりまして、その後、申請した世帯の所得の認定要件について審査を行いまして、

5月中旬までにその結果を通知しているところでございます。

あわせて、就学援助にかかわる支給単価は、例年6月ごろに国が示す要保護児童生徒援助費補助金単価に基づくものでありまして、この内容を踏まえた上で支給事務を行っているところでございます。

なお、支給につきましては、年3回に分けて行っておりまして、そのうち新1年生に支給される新入学児童生徒学用品費、いわゆる入学準備金は、第1回目の7月に支給しているところでございます。

議員ご指摘の入学準備金の入学前支給については、近隣の市町村の支給方法の状況を鑑みまして、支給時期について、今後検討してまいりたいと思います。さまざまな問題点も出ているところがありますので、その辺も十分に参酌してまいりたいと思います。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

北九州市の事例をお聞きいたしますと、前々年度ということで、その前年度になると対象外になるケースも生まれるかと、どうなるんでしょうかということでお尋ねいたしましたら、そここのところは一目に見て、そのまま行こうということということでお聞きしております。ぜひ中間市も、そういう形で前々年度を見まして、ぜひそういう入学前に支給されるように、ぜひ検討していただきたいというふうに思います。

これは入学準備資金貸付制度というのもありまして、こういうこともありますよということで、ちょっとご報告させていただきます。

栃木県日光市では、入学準備資金貸付制度を2015年2月から創設しています。新入学児童生徒を持つ世帯のうち、特に入学に必要な物品購入の支払いが困難な世帯を対象に貸し付ける制度で、上限額は、児童5万円、生徒10万円となっています。貸付期限は、貸付日から1年以内で無利子無利息です。償還方法は、貸付日から2カ月据え置き、翌月から返還し、10カ月以内で完了することとなっています。就学援助の要保護世帯に認定された場合には貸付金と相殺していると、こういう制度もあります。ぜひそういうことも鑑みながら、ぜひ入学前の支給をお願いしたいと思いますが、再度、教育長、いかがでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

増田教育長。

○教育長（増田 俊明君）

先ほど申しましたように、近隣の市町村の状況等も十分に研究させていただきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（堀田 英雄君）

青木孝子さん。

○議員（6番 青木 孝子君）

お聞きしますと、遠賀郡も実施しようというようなことも聞いておりますので、あわせてつけ足します。

子どもの貧困対策は、喫緊の課題と言えます。子どもの貧困が見えづらい現実があります。携帯を持っていても晩御飯をまともに食べていない子どもがたくさんいます。その実態をどうやってつかむのか、義務教育課程が最大の機会だと思います。学校では、子どもたち全てが手のひらに乗ります。学校の先生やスクールソーシャルワーカーがどうやって子どもの貧困をつかみ、それを支援につなげていくのか、ここが探求の課題ではないでしょうか。

ある中学校の先生は、「美術の時間に貧困がわかる」と話されました。100円ショップで買った絵具しか使えないので色の鮮度が違う。また、音楽の時間に音の外れたリコーダーを持ってくる、これも100円ショップのリコーダーなので音が違う。あるいは、歯科検診で毎年同じところが虫歯のままで治療していない子、お泊まりの行事のときに保険証のコピーをいつまでたっても出してこない家庭。

学校では、子どもの貧困をつかむチャンスはたくさんあります。学校の先生方、本当に多忙で、現状ではそうした余裕はないかもしれません。スクールワーカーの力を借りるなどして、子どもの貧困解消への支援につなげていただきますよう強く要望いたしまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

.....

○議長（堀田 英雄君）

この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時39分休憩

.....

午後0時59分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

公明党の草場満彦でございます。通告に従って、一般質問を行います。

まず、交通会議について質問をいたします。

任意ではありますが、議会と執行部の間で、中間市の交通体系、特にコミュニティバスについて複年数協議を重ねていきました。その結果だと思います、法定協議会である交通会議が立ち上がって、その中で協議をし、決定し、実行という体制に至っているものと思います。

9月30日に底井野校区の出発式の案内をいただいております。交通会議で決定をされ、

実行されているものを紹介をしていただきたいと思います。できれば、底井野校区のものも一緒にお願いをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

交通会議のことですが、担当部課長のほうから詳細につきまして、ご報告申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

まず、地域公共交通会議の状況ですが、法定協議会である地域公共交通会議は、平成26年5月に第1回会議を開催して以降、約2カ月に1度の頻度で開催し、平成26年度は5回、平成27年度は書面開催を含む全6回開催したところでございます。

これまでの協議内容といたしましては、交通不便地の解消に向けた新しい移動手段の運行計画の策定や、今後5年間の公共交通の展開方策など、それらを取りまとめた地域公共交通網形成計画の策定に取り組んでまいりました。

初めに、高低差による交通不便地でございました中間南校区におきまして、中間南校区全自治会の総意により提出されました新しい移動手段の導入を切望する要望書に基づきまして、地域公共交通会議の場において、新しい移動手段の導入の検討を行うに当たり、第1に、既存の公共交通機関の利用促進、第2に、継続性、経済性、安全性の確保、第3に、高所地区、交通不便地区住民の移動手段の確保、第4に、地域住民からの要望の4つを基本方針として定め、さらに地域にお住まいの方のご意見を広く取り入れるため、アンケート調査を実施し、平成27年10月から運行を開始いたしました南校区コミュニティバス「フレンドリー号」の運行計画を策定したところでございます。

また、地域の大部分が交通空白地でございます底井野校区におきましても、底井野校区全自治会の総意により提出された要望書に基づきまして、底井野校区の地形的な特徴や人口の集積状況などの客観的な指標やアンケート調査の実施結果を分析いたしまして、予約型乗合タクシー運行計画書を取りまとめ、平成28年10月からの運行に向けた準備を進めているところでございます。

今回、地域公共交通会議において取り組んでおります交通不便地の解消につきましては、平成28年3月に策定いたしました地域公共交通網形成計画の中で、課題を克服する展開方策の一つとして定め、3年をめどに運行状況を分析し、地域住民のご意見をアンケート調査及び座談会という形で広く取り入れ、よりよい運行に向けて改善に取り組んでいく所存でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

交通会議自体は平成26年には5回、27年が6回、計11回ということだと思いますが、交通会議に移行するタイミングのときに、それまではさっきも言いましたように、議員と執行部の間で任意的な協議会を立ち上げて、その中で協議をしていったと。交通会議に移行する際には、交通会議で協議してる中身、こういうものを協議してますと、こういった決定事項になりましたというふうなものは定期的に議会のほうには報告するというふうなことをお聞きをされた記憶がございますが、これについては十分な対応がされてあるとお思いでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

ただいま新年度予算の前の全員協議会にて、ご報告差し上げておるところでございます。それで、中途経過はございませんが、この報告にさせていただきます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

「全協で一度やりました」という答弁だと思いますが、私個人としたら、もっとどういう状況下にあるか、予算が伴うものだと思います。私たち議員としたら、こういう実効があるんで、この予算が必要なんで、吟味してください、認めてくださいというものがテーブルに乗っかるだけのものであって、その前段というものについては、十分に説明が、私自身としてはされていないんじゃないかというふうに思います。

で、そうやって今2校区、底井野は10月からの実行というふうに聞きましたけども、実行しているところについて、例えば何かがあったんで財政的な補填をするとか、もしくは当初から補助金を出すとか、そういったものはあるんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

現在、運行を開始しております南校区コミュニティバス「フレンドリー号」は、既存のタクシー車両を利用いたしまして、週4回、午前4便、午後4便と日曜の買い物、病院への通院を目的とした移動手段でございます。運行を開始して10月から3月まで6カ月で703名の方にご利用いただいております。1便当たりの利用者は、0.89人となっております。

運行収入及び運行経費のお尋ねの経費の状況でございますが、運行日数が99日間で運行収入12万9,900円、運行経費120万5,101円でございます。運行経費から

運行収入を差し引いた市の補填額といたしましては、107万5,201円という現状でございます。ただし、この種の補填額につきましては、国から2分の1の補助がございます。

そういったところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

これは南校区は去年の10月からの立ち上げって聞いておりますので、ほぼ1年たちました。半年たった時点での集計なりという部分での試算かと思えます。

それにしても1校区当たり年間100万の補填なりが必要であるというふうになるのではないかと思いますし、仮に同じ形態でないにしても、単純に6校区ありますから、この事業、交通会議で決定されたものを実行するに当たっては、補填額が年間600万ぐらいのものが恒久的に発生するというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

地域格差や運行方法等、いろいろあらゆるところがございますが、今の南校区の形式で推し進めましたら、そういった計算になると思われま。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

当初の質問に対しての部分で、答弁の中、次質問しようと思ってたんですが、費用対効果の検証について、先ほど部長のほうから実施して3年間の様子を見た上で検証をしますというふうな答弁がありました。実際的に10月から、また底井野校区で同じことでしょうか、3年間ほど様子を見た結果検証をし、どうだったのか、そのまま実行すべきなのか、変える点があるのかないのか、それとももう廃止すべきなのか、その辺のものは3年たたないとわかりませんよということだと思います。

事前の打ち合わせの中でお聞きした部分をもう一回確認するんですが、この2校区の実行、南校区は1年たっておりますが、底井野校区の3年間もたって、それから検証をするまでの間については、ほかの4校区については、実行に関する動きはストップしときますよと、これはそういう考えでよろしいんですか。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

まず、3年たって、大きな決断はそこでやるとは思いますが、今でも毎回毎回アンケー

ト調査をするなり、日々地域の方々と一緒に育てていくために、変更できる変更はずっとしてまいります。

それから、今も乗客の増加につきましても、交通会議の場でどうやったら一緒にふやしていけるのかという議論をやっております。それは日々反映させていくわけでございますが、やはり大きな決断については、3年を見たところでいろんな改善も見られるかもしれませんが、そういったところで判断をしようかと考えております。

また、先ほども申しましたとおり、これ地域の要望が一番でございますので、そういった要望が上がってききましたら、それはまたそれで、その時点から考えていきたいと考えて、思っております。3年しないとやらないという意味ではございませんが、今のところ要望が上がってこなければ、3年間様子を見て、また考えてみたいと考えております。いずれにしても、その要望次第というところはございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

要望だということですけども、私は3年間が長いとか、もっと前倒しできないかとかってことを言ってるわけではなくて、それぐらいの期間の見極めは必要ではないかなとは思ってはおります。が、しかし、要望がないとテーブル乗っかりませんよ、乗せませんよということなのかもしれませんが、中間市全体の交通網、交通体系を検討していく、よりいい、交通弱者をなくしていくという取り組みが、今回の中でどれぐらいの期間で全校区、何らかの対応なり実施を完了するためには、あと何年ぐらいが必要なんではないかというふうに見込まれておりますか、お聞きをいたします。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

現時点では、先ほどもお答えしましたとおり要望等もございますので、何年後という構想はございません。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

まあそのとおりだと思うんですが。要望が上がらなければ対応をしない地域もありますよというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

先ほどの地域公共交通網形成計画の中で、全体的にこの中間の交通体系が、その部分が

あることによって支障を来すような場合を除いて、要望があればということで動きたいと考えております。

それと、大前提に、地域の方々と一緒に育てていくというのがコミュニティバスの根本になっておりますので、そこらあたりも加味しながら考えたいと考えております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

この事業、たしかに時間と恒久的な予算が必要になってくる大変な事業であるという認識は私もしております。あと、現行の西鉄バスさんへの不足の補填の補助金、これも当面継続されるんであろうなというふうにも私個人として判断をしております。

交通会議は、副市長を中心とした法定協議会であります。本市の地域性、特性を最大限に活用していただいて、そして何より財政状況に見合った最良の交通体系の構築に取り組んでいただきたいことを要望し、なおかつ先ほど議会に対しての説明も、もう少しだけふやしていただくことを要望しまして、次の質問に移ります。

次は、空き家バンクについて質問をいたします。

私は、いつも一般質問でいやごとばかり、性格の悪さがもろ出るんですが、これにつきましては、本当に実際、よくやられてあるなというふうに思っております。実感しております。

特措法が全面的に施行されて一定期間が過ぎました。市民の方の中には、法律全面施行に当たり、大変興味深く本市の取り組みに期待をされていらっしゃる方もいます。私自身も数件相談をして、良好な結果に導いていただきました。空き家バンクに対する本市の取り組みを市民の皆様にも周知をする意味から、取り組みを紹介をしていただきたいと、自己アピールをしていただきたいと思っております。

○議長（堀田 英雄君）

松下市長。

○市長（松下 俊男君）

お褒めの言葉をいただきまして、本当にありがとうございました。

ただいまのご質問に対しまして、平成27年5月26日に空き家対策の推進に関する特別措置法が全面施行されまして、福岡県はこの法施行にあわせまして、福岡県空家対策連絡協議会を平成27年3月に設立をし、県内市町村及び関係団体が一体となって、空き家等の対策を総合的に推進していくことといたしております。

詳細につきましては、担当課長のほうからご報告申し上げます。

○議長（堀田 英雄君）

佐伯課長。

○住宅都市交通対策課長（佐伯 道雄君）

当市におきましては、平成26年に専門業者による空き家の実態調査を実施し、その空き家を有効活用するため、平成27年4月から中間市空き家バンク制度を立ち上げたところでございます。

この空き家バンク制度は、所有者からの申し出により登録された建物や土地の情報を広い範囲に周知し、空き家の解消を目的とする制度で、これまで市ホームページに物件の紹介ページの開設や住宅フェア等を開催し、市内にある空き家の紹介を行っております。

また、多くの物件を登録いただくため、仲介の部分では、不動産協会と協定を結び、協会側より空き家バンクの登録を促していただくなど官民協働のもと取り組みを行っているところでございます。

その結果といたしまして、空き家バンク登録件数及び成約件数の増加が図られ、平成27年度の登録件数が、空き家バンク制度の実施した市町村で全国1位となり、雑誌に掲載されたことにより、県外から行政視察や問い合わせがあり、これまで長い間、居住者がいなかった物件が売却に至るなど、平成28年3月末までに25物件が成約され、市外より11世帯25名の方、市内から10世帯32名の方が居住されるようになり、空き家の減少はもとより、移住・定住促進につながっております。

また、空き家を有効活用した事業として、市外から市内へ移住を目的に空き家バンク物件を購入した場合を対象とした中古住宅購入補助金制度や中古住宅リフォーム補助金制度並びに市内の高齢世帯を対象とした住みかえ補助金制度、さらに本年度より、中古住宅購入後に解体を行い、新築するための補助金制度も実施しているところでございます。

このような取り組みの中、これまで空き家の所有者に建物の老朽化による保全や草木の繁茂、ごみ、害虫などの処理等について、近隣より相談も寄せられております。平成27年度の相談件数につきましては51件であり、所有者の特定調査・相続人調査後に保全通知の送付、または自宅訪問するなどし、解体7件、家屋補修5件、売却4件、草木・ごみ等の処理20件が解決済みとなっております。空き家等は所有者の私有財産であり、所有者の管理責任に委ねられていることから、引き続き所有者等に対し、適正な保全指導を行っているところでございます。

今後は、空き家等対策の推進に関する特別措置法の施行に基づき、10月に空き家等対策協議会を設置し、本市の基本的な取り組み姿勢や対策を示し、空き家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、来年3月末までに空き家等対策計画の作成を予定しております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

最後におっしゃったその空き家の策定というか、こういった条件で空き家の認定がなされるかとか、そこの協議会を立ち上げるとか、本当に大事な部分だと思います。

ちょっと議員間で話し合った中で、中間の特色なのかどうかわかりません。土地の所有

者と上物の所有者が違う物件が、中間市には古ければ古いほどたくさんあるのも事実ですし、それこそ空き家になる可能性も大であります。上物の所有者がいなくなった後、じゃあそういったもの、誰が代執行したとしても、請求先がなかったら、代執行しても何の意味もない——意味がないことはないんですが、行政がその代金を罰をかぶるといふようなことが多々出てくる可能性がありますんで、そういった部分もしっかりとにらんだ中での策定、認定の作業に移っていただきたいなと思います。

今後も本市のために良好な結果に結びつくように、さらに頑張っていたきたいと思えます。

次に、水源地ポンプ室の世界遺産の取り組みについて質問をいたします。

昨年7月に水源地ポンプ室が世界遺産に登録をされました。1年以上が過ぎました。本市の取り組みが当初の思惑、見込みに対して、現状がどういう状況にあるかをお伺いをいたします。ちょっと1点ずつ進めていきたいと思えます。

まず、見学者数の推移を教えてください。

○議長（堀田 英雄君）

安永室長。

○世界遺産推進室長（安永日出男君）

見学者の推移でございますが、遠賀川水源地ポンプ室では、昨年、世界遺産に登録されたわけでございますけれども、本年7月現在で、約1万1,000人の方が訪れております。また、近くに駐車場がなく、敷地内へも入れないという条件の中で、これだけの方が訪れたというのは、世界遺産というブランドの力の証であるというふうに考えております。

また、パネルや映像で世界遺産を紹介しております地域交流センター、世界遺産インフォメーションセンターへは、3万7,000人の方が訪れております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

質問しましたように、当初の見込み、思惑に対して今どうなのかというものも添えてください。

○議長（堀田 英雄君）

安永室長。

○世界遺産推進室長（安永日出男君）

当初は、これは過去のいろんな世界遺産などの例でありますとか、田川の世界記憶遺産の例から言って、当初は約7万人から8万人の方が来られるのではないかとというふうに考えておりました。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

じゃあ、結果として、7万、8万の見込みが、交流センターで3万7,000、現地のほうが1万1,000人の部分なんで、ほぼ半数強、見込みほどまで実際に来てないのではないかという状況だというふうに理解をいたしました。

次に、送迎バス、当初動いておりましたけども、その利用状況を教えてください。

○議長（堀田 英雄君）

安永室長。

○世界遺産推進室長（安永日出男君）

送迎バスの状況でございますが、世界遺産登録後の昨年7月から本年1月まで、1日14便のシャトルバスを運行いたしました。7月から9月までは無料の貸し切りバスといたしまして、また10月から1月までは有料バスとして運行いたしましたが、見学者の多くの方がバス利用よりも、やっぱり自家用車で訪れる方が多く、市役所駐車場を利用される方が多かったということで、シャトルバスにつきましては、その役目が終わったと判断いたしまして、2月以降は運行いたしておりません。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

完全に利用者が少なかったから、2月で終わりましたということだと思います。

3番目に、警備員の方たちの体制、人員とか週間体制があれば、そういったものまで教えてください。

○議長（堀田 英雄君）

安永室長。

○世界遺産推進室長（安永日出男君）

警備員の体制でございますが、ポンプ室が県道沿いにあるために、見学者の安全とシャトルバスの安全運行、また近隣住宅地への観光車両の誤進入防止を目的に、7月から警備員を配置いたしました。夏休みや観光シーズン、秋の観光シーズンの週末・祝日は8名から6名、平日は3名から4名を配置いたしました。

また、見学者が減少する2月・3月は、週末・祝日は3名、平日は2名を配置いたしました。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

それは今年度も変わらないんですか。

○議長（堀田 英雄君）

安永室長。

○世界遺産推進室長（安永日出男君）

今年度につきましては、警備員につきましては、夏休みのシーズンに配置しただけで、4月から6月までは配置をいたしておりません。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

もう9月に入りました。じゃあ、今はついてないということですか。

○議長（堀田 英雄君）

安永室長。

○世界遺産推進室長（安永日出男君）

はい、現在はついておりません。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

警備員がついてないというのは、最初はその地元の要求もあり、なおかつ警察からの指導もあって、こことこことこのポイントに立ちましようというふうになってたと思うんですが、そういった警察の指導も含めた形で必要ないということをやめてるということですか。

○議長（堀田 英雄君）

安永室長。

○世界遺産推進室長（安永日出男君）

当初は、いわゆるこのシャトルバスを運行するというので、そういった安全面ということで配置をいたしてございましたけれども、今現在、シャトルバスも運行いたしておりませんので、現在は配置をいたしておりません。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

じゃあ、来年の夏休みになるまでは、警備員は1人も立たないということでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

安永室長。

○世界遺産推進室長（安永日出男君）

現在のところ、また今後、利用、この後またお答えいたしますけれども、観光バスを現在誘致して、申し込み等がふえてきておりますので、そういった状況を見て、また考えたいというふうに考えています。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

次に、ボランティア、観光案内の方の配置と体制をちょっと聞きたいんですけども。私自身の住んでいるところが土手ノ内一丁目なもんですから、役所に来たり、こっちのほうに来るときには必ず前通るんですね。帰りもあそこの前、通ります。そのときボランティアの方たちが立ってらっしゃいます。

8月、あとからその体制なり人員なり週間のどういうふうになっているか聞きますけども、8月はもう毎日立たれてあったかと思えます、対応。炎天下の中で、何も遮るものがなくて、ただそこにカイツカの木が何本か残っている、切っていないものが多少ありましたから。

朝方は遠賀川の方角に行って椅子を置いて、日陰になってますから、そこにいらっしゃる。夕方になったら、反対側に夕日を避けてポンプ室側のほうに椅子を運んで休憩されてある。見てるほうが本当にもう熱中症になるんじゃないかって心配するぐらいの状況の中でボランティア活動されてありました。こういう状況は把握をされた上で何らかの対応はされたんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

安永室長。

○世界遺産推進室長（安永日出男君）

まず、観光説明のボランティアの方でございますが、まず、この配置の体制でございます。平成28年度の登録ガイドの方が42名いらっしゃいます。午前の3時間、午後3時間の2交替で各2名ないし3名の方が毎週末及び夏休みの期間中は毎日という形でガイドに当たっていただいております。ガイドの方々は、無償ボランティアじゃなく、半日1,000円の費用弁償をお支払いしております。

また、ガイドの方々は、ポンプ室のガイドだけでなく、フットパスのガイドも担当していただいております。

ただいま議員のほうからお話がありました炎天下の中でというお話でございますけれども、先ほどちょっと申し上げましたけれども、これまでシャトルバスをポンプ室の前に駐車場にしておりましたけれども、そちらを今後、国道交通省の協力により、そこを観光バスの駐車場という形で利用させていただくことになりました。その駐車場の一角に、現在ちょっと離れた近隣の住宅地の一角にボランティアの休憩所等のプレハブがございますけれども、いわゆるポンプ室の目の前のその駐車場のところに、いわゆる休憩所を設置すると、設置いたしておりますので、そちらのほうで目の前で休憩を、近い距離で休憩をしていただくというふうに考えております。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

その設置は、もうほぼ1週間ぐらい前のことだと思います。私も見ました。ただそのもう夏休み終わりましたから、週末だけの——これは違うか。ボランティアも今の説明だったら、週末でしたっけ。

○議長（堀田 英雄君）

安永室長。

○世界遺産推進室長（安永日出男君）

通常は週末です。週末、あるいは祝日でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

私、申し上げたいのは、そうやって、もう暑さのピークなんか過ぎたんですよ。そこに目配り、気配りをされてなかったということが、ちょっと僕、余りちょっともう少し、本当ボランティアで、今1,000円の費用弁償ということは聞きましたけども、それ以上にやっぱり一生懸命されてある方たちなんで、それなりに行政としても対応していただくべきであって、8月のあの炎天下の中で頑張ってる姿を見れば、何とかせないかなんというものが必然的に沸いてくるものではないのかなというふうに思います。そういった部分のものが、いろんなセクションとか取り組みに広がってなければいいけどなというふうな感覚でおります。

もうちょっと先に、早目にそういったもの、取り組んでいただきたかったなど、ご本人たちも喜ばれたのではないかというふうに思いました。

あと、5番、6番、これあわせた形で質問いたします。

筑豊電鉄からの払い下げの車両の観光利用の件と、あとウェルカム看板と、「なかつぱ」の張りぼてというか像の効果について、これ位置的に絡みますので、同時に質問をいたします。

まず、払い下げ電車の利用は、今どのようになっているのか、絶ち切れているのか、どの位置にあるのかをちょっとお聞きいたします。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

今現在は、あの場所には地盤の関係上、置くことができませんでしたが、電車自体は、まだ置く場所を選定中でございます。電車については、以上でございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

これ、調査名目で四百数十万の予算を確保して、ウェルカム看板の横のほうに設置を検討をされていましたが中止になりました。そこに至った経緯、簡単に説明していただけますか。

○議長（堀田 英雄君）

後藤副市長。

○副市長（後藤 哲治君）

これは私が建設産業部長時代に私が決定したことです。私がお答えいたします。

まず、この列車というのは全幅2.4メートル、全長25.5メートル、総重量が空重量で31.3トンの列車でございます。このような重量構造物を置く場合に、設置場所が当時、遠賀橋を工事したときの取付道路の拡幅道路の区間で、地山じゃなく、全てが盛り土区間の場所であることですね。ですから、基本的には、通常そういう場合は客土も持ってきますけど、掘削土を流用する可能性もあり、地耐力が望めない可能性がある。

そこで、新たにボーリングをして、検討業務をする必要があるということで、今年の6月議会において、補正予算として440万円を計上させていただいております。

ところが、当時は、ウェルカム看板等のサウンディング資料しかなかったために、資料が全くないため、検討するという事で委託費を計上していたわけなんですけど、その後、北九州県土整備事務所に、遠賀橋の建設時代にボーリング資料がないだろうか、それ自体が平成8年、20年前に実施しているものですから、古いから当初は考えてなかったんですけど、北九県土に問い合わせたところ、書庫に入ってもらって、何とか20年前のボーリング資料を提出してもらうことができました。

そこでボーリング資料があるということで、位置的には本当はピンポイントでその位置をボーリングしたほうがいいわけなんですけど、近くですので、土質的には余り変わらないので、大体の概算で基礎が、その構造物が設置できるかどうかある程度判断ができますので、そのボーリング資料で簡易な検討を行ったところ、まず直接基礎、直に置くことはNG、傾いてしまうという結論になりまして、直接基礎、今度基礎は直接基礎以外に杭基礎、地盤改良基礎等が検討できます。そこで大まかに検討しましたけど、その個人用地との境の擁壁がL型擁壁でございます。L型擁壁は、今の車道部分やないで歩道部分下に、民地の宅地の30センチ下に基礎が全部入っております、それが全部歩道部分を全部覆っているわけですね。ですから、杭を打つならその袖の部分を全部ぶち壊してしまいます。ですから、強度がなくなります。

○議員（9番 草場 満彦君）

副市長、ちょっと時間がないんで。申しわけない。

○副市長（後藤 哲治君）

そういう意味合いで、440万円の詳細設計を実施することは、結果的には、もうNGになって無駄になるかもしれないということで、12月補正にて予算をおろさせていただ

きました。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

何でこの質問をさせていただいたかという、さっきから利用状況とか、バスの送迎バスどうなっているとか、警備の体制どうなってるんですかっていろんなもの聞きました。いずれにしても、見学者は減少傾向にあると。このウェルカム看板、この周り、立ってから、このときも一千数百万かけて実行されたわけですけども、この周りがこの1年間、全く変わってないんですよ。で、要は設置の中止等判断したときの、今副市長が説明をされましたけども、計算値自体が、例えば1に対して、全く検討の余地もないぐらいのコンマ1の判定値が出ましたよというものなのか、コンマ8、9で多少の補強、またそこには予算が発生するかもしれんけども、その8、9ぐらいの判定値でしたよとかっていう、その辺の数値自体もわからなかったんで、もしその後者のほうであるのであれば、まだまだ何らかの部分であそこに設置が可能であればという思いで今回質問させていただきました。

今のお話で聞く限りは、もうとてもじゃないけども、多分不当に沈下していくんではないかとは思いますが、そういった部分。重量物だからということであるのであれば、ほかのもの、例えばプレハブの休憩所とか、あと民の力を借りて、出店をしていただくような、そういった取り組み自体というものは検討されてあるんでしょうか。

○議長（堀田 英雄君）

藤崎部長。

○総合政策部長（藤崎 幹彦君）

あの場所につきましては、交流センターからインフォメーションセンターを兼ねる交流センターから世界遺産までの重要な通り道でございます。そうしたこともありまして、現在、あの土地がちょっと福岡県ですので、県さんとの協議も重ねてまいりたいと思いますし、また、前の遠賀川ですね、国土交通省とも今ずっと協議を重ねております。

そうした中で、今まち・ひと・しごと地方創生事業ですね、その中で仕事、産業をつくるために、今議員がおっしゃったそういった季節的な一時的に置くような建物とか、そういったのは産業づくりにもなりますので、検討いたしておるところでございます。

○議長（堀田 英雄君）

草場満彦君。

○議員（9番 草場 満彦君）

せっかくもう1年以上前からあるウェルカム看板、「なかつぱ」のあの結構あれ、実際私も物を触って見たんですけども、丈夫で、ああいったものも生かすためにもあの空白地域、何らかの形で実行に移していただきたいと思います。

ちょっと予定をしておりました質問、レンタサイクルやフットパスとの絡めた集客の取

り組みはしてるのかとか、あと今予算については、大半が地方創生の補助金、こういったものを充当しての短期もありますけども、そういったものが大半だと思います。で、ことし地方創生大臣が隣の10区になるんですかね、山本幸三代議員が地方創生大臣になりましたんで、地方創生の補助金枠とかそういったものは少なくともことしは、来年はあるんでしょうけども、かわりにそういった地方創生枠の補助金等がなくなった以降についてのその予算的なものをやっぱり十分確保する態勢づくりもしていただきたいことを要望いたしまして、私の質問を終了いたします。

○議長（堀田 英雄君）

これにて一般質問を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

午後1時39分休憩

午後1時41分再開

○議長（堀田 英雄君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2 承認第8号

○議長（堀田 英雄君）

これより日程第2、承認第8号専決処分を報告し、承認を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております承認第8号は、委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

討論なしと認めます。

これより、承認第8号専決処分を報告し、承認を求めることについてを採決いたします。本案については、承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

ご異議なしと認めます。よって、承認第8号は、承認することに決しました。

日程第 3. 認定第 1号

日程第 4. 認定第 2号

日程第 5. 認定第 3号

日程第 6. 認定第 4号

日程第 7. 認定第 5号

日程第 8. 認定第 6号

日程第 9. 認定第 7号

日程第 10. 認定第 8号

日程第 11. 認定第 9号

日程第 12. 認定第 10号

○議長(堀田 英雄君)

次に日程第3、認定第1号から日程第12、認定第10号までの決算認定10件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております決算認定10件は、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。

日程第 13. 第 41号議案

日程第 14. 第 42号議案

日程第 15. 第 43号議案

○議長(堀田 英雄君)

次に、日程第13、第41号議案から日程第15、第43号議案までの補正予算3件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(堀田 英雄君)

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております補正予算3件は、会議規則第37条第1項の規定により、

それぞれ所管の各常任委員会に付託いたします。（「傍聴者がうるさい」の声あり）傍聴者がうるさいということで、少々静かにしとってください。

じゃあ、次進みます。

日程第16．第44号議案

日程第17．第45号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第16、第44号議案及び日程第17、第45号議案の条例改正2件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております条例改正2件は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の市民厚生委員会に付託いたします。

日程第18．第46号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第18、第46号議案中間市道路線の廃止についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第46号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第19．第47号議案

○議長（堀田 英雄君）

次に、日程第19、第47号議案北九州市道路線の認定の承諾についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（堀田 英雄君）

質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております第47号議案は、会議規則第37条第1項の規定により、

所管の産業消防委員会に付託いたします。

日程第20. 会議録署名議員の指名

○議長（堀田 英雄君）

これより、日程第20、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、議長において、宮下寛君及び佐々木晴一君を指名いたします。

○議長（堀田 英雄君）

以上で、本日の日程は全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午後1時45分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 堀 田 英 雄

議 員 宮 下 寛

議 員 佐々木 晴 一